

公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

静岡市立登呂博物館（以下、「登呂博物館」という。）の基本理念に基づき、登呂遺跡に隣接する博物館にふさわしいミュージアムショップの運営を行う事業者の選定を行うことを目的に企画提案プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

（１）業務名

静岡市立登呂博物館ミュージアムショップ運営業務

（２）業務内容

別紙「静岡市立登呂博物館ミュージアムショップ運営要領」を参照

（３）業務期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間

ただし、施設の管理運営上の都合、目的外使用許可の状況その他の事情により期間を変更する場合がある。

なお、許可期間及び許可の方法については、2（５）に定めるとおりとする。

（４）許可対象面積

別紙 2「登呂博物館 1 階平面図及び現状のレイアウト図」のとおり

（５）許可期間及び許可の方法

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する行政財産の目的外使用許可

許可の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 1 年間とし、その後 1 年ごとに目的外使用許可を受けることとする。

（６）使用料

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例に基づき免除する。

（７）その他特記事項

①許可対象面積内に設置された設備について

許可対象面積内に設置されている水道、ウォータークーラー等の設備は使用可能である。

令和 4 年度から令和 8 年度まで使用を許可している事業者（以下「現事業者」という。）が設置した什器類、水道設備等及び令和 9 年 3 月末時点で保有する商品在庫の取扱いについては、本公募にて選定された事業者（この号及び次号において「次期事業者」という。）と現事業者との間で協議し、決定することができる。この場合において、次期事業者及び現事業者は、当該設備等の種類、数量、引継ぎ後の管理及び処

分に係る責任の所在その他必要な事項について協議の上決定することとし、その内容について、静岡市の承認を得るとともに、協議書の写しを静岡市に提出するものとする。

②許可期間終了時の措置

次期事業者は、本契約が終了したとき（許可期間満了により終了したときを含む。）は、許可期間内に許可対象面積内を現状に回復して明け渡さなければならない。

ただし、静岡市と次期事業者が協議の上、現状回復の必要がないと認める部分については、この限りでない。

3 プロポーザル参加資格要件

本事業に参加する者は、次の（１）から（５）までの要件を全て満たしていることとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （３）暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- （４）静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年４月１日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- （５）国税及び地方税について滞納がないこと。

4 スケジュール

内容	期限等	注意事項
公募開始、実施要項等の公開	令和8年10月30日（金）	
現地見学	令和8年11月10日（火）	5に記載のとおり
質問受付期限	令和8年11月11日（水） 正午必着	6に記載のとおり
企画提案書（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）の提出期間	令和8年12月2日（水） 正午必着	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市立登呂博物館 （静岡市駿河区登呂五丁目 10番5号）
書類審査（1次選考）結果通知	令和8年12月11日（金）まで	9に記載のとおり
プレゼンテーション（2次選考）	令和8年12月17日（木）	10に記載のとおり
最終選定結果の通知	令和8年12月22日（火）まで	10（7）に記載のとおり
目的外使用許可申請	令和9年1月29日（金）まで	
使用開始日	令和9年4月1日（木）	

5 現地見学の実施について

ミュージアムショップの現地見学を希望する場合は、「現地見学申込書【様式5】」に記載の上、静岡市立登呂博物館宛て電子メール（E-mail torohaku@city.shizuoka.lg.jp）にて提出すること。

（1）申込期間

令和8年11月5日（木）から令和8年11月6日（金）正午まで

（2）実施日

令和8年11月10日（火）に2回実施する。①10時開始、②14時開始。

日程調整の上、実施期間中に随時実施する。現地集合、現地解散とする。

（3）留意事項

- ① 送信する電子メールの題名を「登呂博物館ミュージアムショップ現地見学」とすること。
- ② 現地見学の実施は、本事業への参加の必須条件ではないこと。
- ③ 開始時間については、電子メールで連絡すること。
- ④ 調整の結果、希望の時間で実施できない場合があること。

6 質問受付及び回答方法について

本実施要項等の内容について不明な点がある場合は、「質問票【様式6】」に記載の上、静岡市立登呂博物館宛て電子メール(E-mail torohaku@city.shizuoka.lg.jp)にて提出すること。

(1) 受付期間

令和8年11月10日(火)から令和8年11月11日(水)正午まで

(2) 回答方法

回答を作成し、令和8年11月13日(金)午後5時までにホームページに掲載する。

質問者の名称を伏せた上で、提出された全ての質問に対する回答を公開する。

(3) 留意事項

- ① 送信する電子メールの題名を「登呂博物館ミュージアムショッププロポーザル質問事項」とすること。
- ② 電話、FAX及び口頭による質問は受け付けないこと。
- ③ 企画提案の審査に関する質問は受け付けないこと。
- ④ ホームページに掲載する質問に対する回答は、本実施要項の追補とすること。

7 提出書類等

(1) 提出書類

次の①から⑧までについて各紙媒体1部、⑨について紙媒体8部(正本1部及び副本7部)、①から⑨について電子媒体(CD-R)1部を提出すること。

① 参加申請書【様式1】

② 会社概要書【様式2】

※個人事業主の場合は、「会社」を「事業者」と読み替えて記載すること。

③ 事業実績報告書【様式3】

※小売、販売業務の内容と実績を記載する。(ただし、業務期間1年以上のものを記載すること)

※実績は過去3年以内に実施した業務を対象とする。

④ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】

⑤ (法人の場合)履歴事項全部証明書(直近3か月以内のもの)

⑥ 貸借対照表、損益計算書(直近3年分)

⑦ 納税証明書(直近のもの)

- ・国税：未納の税額のないことの証明書(納税証明書「その3」又は「その3の3」)
- ・地方税：納税義務を有する地方自治体が発行する市町村民税(法人の場合は法人市町村民税、個人事業主の場合は個人市町村民税)及び固定資産税の納税証明書(固定資産税の納税義務がある場合)

⑧ 年間収支計画書（様式自由）

※登呂博物館ミュージアムショップでの単年度収支想定を記載すること。

※別紙3「電気料及び水道料の負担方法等に関する協定書（案）」を基に光熱水費を計算し、計画書に含めること。

※A4版片面1枚に記載すること。なお、様式は自由とする。

⑨ 企画提案書 詳細は「8」に記載のとおり

(2) 提出期限

令和8年12月2日（水）正午まで（必着）

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。ただし、持参による受付は、休館日以外の日の開館時間内に限る。

提出場所：〒422-8033 静岡市駿河区登呂五丁目10番5号 静岡市立登呂博物館

休館日：月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）及び休日の翌日

開館時間：午前9時から午後4時30分まで

8 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成すること。

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、「静岡市立登呂博物館ミュージアムショップ運営要領」の内容を十分に踏まえ、令和9年度の1年間（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）における本業務の実施を対象として、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。

なお、記載に当たっては、「静岡市立登呂博物館ミュージアムショップ運営業務評価基準」の「(2) 業務実施方針の評価」に記載の審査項目に沿って提案書に記載すること。

(2) 書式等

① 用紙サイズはA4版横を基本とし、A3版の折り込みを可とする。

また、表紙、裏表紙、目次を除き合計14頁を上限とする。なお、A3版は2頁とみなす。

② プレゼンテーションでの説明時間（15分以内）で説明できるよう簡潔な内容とすること。

③ 会社名・ロゴ等の表示、応募者が特定できる表現はしないこと。

④ 企画提案書は散逸しないような形で綴ること。

⑤ 企画提案書は紙媒体8部（正本1部及び副本7部）及び電子媒体（CD-R）1部を提出すること。電子媒体に納めるファイル形式は、PDF形式とすること。

(3) その他留意事項

- ① 専門用語には注釈を付けるなど、わかりやすい表現で記載すること。
- ② 企画提案書の提出は、1者につき1提案とすること。

(4) 資料の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(5) 資料等の提供

次の資料については、ホームページ上に掲載する。

- ① 登呂博物館入館者数等
- ② 登呂博物館電気料及び水道料（過去3年分）

9 書類審査（1次選考）について

- (1) プロポーザル応募者が5者以上の場合は書類審査を実施し、書類審査により4者程度を選定する。書類審査を通過した提案についてのみプレゼンテーションを実施する。

なお、プロポーザル応募者が4者以下の場合は書類審査を省略し、プレゼンテーションのみ実施する。

- (2) 書類審査の実施結果等については、令和8年12月11日（金）午後5時までに通知する。

10 プレゼンテーション（2次選考）について

(1) 実施日時等

令和8年12月17日（木）午後（詳細な時間は別途通知する。）

(2) 場所

静岡市立登呂博物館 1階 登呂交流ホール（静岡市駿河区登呂五丁目10番5号）

(3) 実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分は次のとおりとする。
 - 準備：3分
 - 説明：15分以内
 - 質疑応答：10分
 - 片づけ：2分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を実施する際に担当者として従事する者が行うこと。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを持参する場合は、企画提案書提出時に事務局に連絡すること。プロジェクター、スクリーン等は事務局が用意する。なお、持参のパソコンとプロジェクターの接続方法は、HDMIケーブルによる接続のみとする。

(4) 説明資料等

説明資料は、提出期限までに提出した「企画提案書」を用いること。プレゼンテーション時に新たな資料を提示することは認めない。

また、提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

(5) 評価者

本業務の事業者の選定は、「静岡市立登呂博物館ミュージアムショップ運営業務プロポーザル審査委員会」が審査を行い、事業者を選定する。

(6) 企画提案の評価

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、「静岡市立登呂博物館ミュージアムショップ運営業務評価基準」に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本事業の運営者とする。「静岡市立登呂博物館ミュージアムショップ運営業務評価基準」を参考にプレゼンテーションを行うこと。

なお、最高得点を得た者が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。1位の評価を受けた数が同じだった場合は、くじ引きで選定する。また、得点が次点の応募者を次点者とし、最終合計点数の最高得点を得た者が何らかの理由により失格等となった場合、次点者が繰り上がり本業務の事業者となる。

ただし、最終合計点数が満点の6割未満の場合は、本業務の事業者として選定しない。

(7) 審査結果

① 審査結果の通知

審査後速やかに、応募者全員に通知する。

② 審査結果の公表

静岡市は、応募者名及び審査結果について公表することができるものとする。

(8) その他

応募者が1者のみであっても本プロポーザルは成立するものとするが、最終合計点数が満点の6割未満の場合は、本業務の事業者として選定しない。

12 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他、本実施要項に示された条件に適合しない場合。

13 その他

- (1) 提出書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類の作成、提出及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため静岡市から入手した資料等がある場合は、静岡市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 静岡市は、提出された書類を選定手続に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 静岡市は、提出書類を契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、開示請求者に開示するものとする。
- (7) 審査結果等についての問合せには回答しない。

14 問合せ

静岡市 観光文化・市民局 歴史文化課 登呂博物館 担当：池田・松原
住所 〒422-8033 静岡市駿河区登呂五丁目10番5号 静岡市立登呂博物館
電話番号 054-285-0476 FAX 054-287-1466
E-mail: torohaku@city.shizuoka.lg.jp

静岡市立登呂博物館ミュージアムショップ運営業務 評価基準

(1) 業務実績・経営安定性の評価

	審査項目	評価内容	点数
業務実績等の評価	①業務実績	過去3年以内の業務実績	5
	②経営安定性	経営安定性	5
合計点			10

(2) 業務実施方針の評価

	審査項目	評価内容	点数
業務実施方針の評価	③業務理解	<ul style="list-style-type: none"> ・登呂博物館の理念、登呂遺跡の特色及び展示内容を踏まえ、ミュージアムショップの役割を適切に理解しているか。 ・博物館の魅力を高め、来館者の学びや体験を補完するミュージアムショップのあり方について、具体的な考え方が示されているか。 ・登呂の歴史・文化・地域性を生かし、登呂博物館にふさわしいショップ運営について具体的な提案があるか。 ・博物館の常設展示、企画展、イベント等の博物館事業とミュージアムショップを連動させる考え方が示されているか。 	10
	④営業日時	・博物館の開館日、開館時間との整合が図られ、来館者がミュージアムショップを利用できる機会が確保されているか。	10
	⑤運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期やイベント開催時等を含め、販売員の配置が適切で安定し継続した運営が可能な体制となっているか。 ・商品の販売及び接客等に必要な知識や経験が確保されているか。 ・食品、飲料等の在庫管理や賞味期限管理、ゴミ等の廃棄物の取り扱いについて適切な管理体制や方法が示されているか。 ・事故、トラブル、緊急時等に迅速かつ適切に対応できる体制となっているか。 	10
	⑥ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い年齢層の来館者が求める商品、サービス、利用価値等を想定し、それぞれのニーズを継続的に把握する工夫が示されているか。 ・来館者の利用状況やニーズ等に対し、商品、飲料等の構成やサービスの改善、販売方法の充実等につなげる対応が示されているか。 	10
	⑦商品構成	<ul style="list-style-type: none"> ・登呂博物館の特色を生かした適切な商品構成となっているか。 ・季節や企画展、イベント等に応じた商品展開や商品の入替えなど継続的にショップの魅力を高める工夫があるか。 	15

⑧独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・登呂博物館ミュージアムショップならではのオリジナル商品の開発、販売について実現可能な計画の提案があるか。 ・事業者や市民、学校等との連携を活かし、地域の特色や魅力を反映した具体的な商品の開発及び販売方法が示されているか。 ・継続的な商品開発や更新により、ショップの魅力を維持・向上させる仕組みが示されているか。 	15
⑨価格設定	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の内容や価値、品質に見合った価格設定であるか。 ・幅広い価格帯の商品が取り扱われているか。 	5
⑩レイアウト	<ul style="list-style-type: none"> ・登呂博物館の雰囲気や展示内容との調和に配慮した売場づくりについて具体的な考え方が示されているか。 ・来館者が気軽に立ち寄りやすく、季節や商品に応じて柔軟に売場を変更できる具体的な提案があるか。 ・利用者の視点に立ち、商品を見つけやすく、選びやすい分類や陳列方法が提案されているか。 ・安全性に配慮し、利用者が移動しやすい動線が確保されているか。 	5
⑪利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード、電子マネー、二次元コード決済等のキャッシュレス決済に対応しているか。 ・営業日以外の販売方法や来館時以外にも商品を購入できるオンライン販売等、多様な購入機会が提案されているか。 ・電話での問合せ、ウェブサイトや SNS 等で商品情報や販売情報の検索や購入が容易に確認できる提案がなされているか。 	10
⑫販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・登呂博物館及び登呂遺跡の利用促進につながる新たな体験企画やサービスが提案されているか。 ・地域、他施設との連携や周遊性の促進等、新たな利用者層の拡大が期待できるか。 ・ウェブサイトや SNS 等を活用した情報発信、販売促進が期待できるか。 ・その他、要領に定めのない自主的な取組等が提案されているか。 	10
各審査員合計点		100